

高千穂町告示第89号

令和2年第3回高千穂町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年8月26日

高千穂町長 甲斐 宗之

1 期 日 令和2年9月3日

2 場 所 高千穂町役場議場

○開会日に応招した議員

佐藤さつき議員

板倉 哲男議員

磯貝 助夫議員

安在 昭則議員

本願 和茂議員

中島 早苗議員

馬原 英治議員

佐藤 久生議員

坂本 弘明議員

工藤 博志議員

富高健一郎議員

富高 友子議員

佐藤 定信議員

令和2年 第3回 高千穂町議会定例会会議録(第1日)

令和2年9月3日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和2年9月3日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第4号 令和元年度高千穂町財政健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報告第5号 令和元年度公営企業等に係る資金不足比率の報告について
- 日程第7 議案第47号 令和元年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第48号 令和元年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第49号 令和元年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第50号 令和元年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第51号 令和元年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第52号 令和元年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第53号 令和元年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第54号 令和元年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第15 議案第55号 令和元年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第16 議案第56号 高千穂町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第17 議案第57号 高千穂町議会議員及び高千穂町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第58号 公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第59号 高千穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第60号 高千穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部改正について

- 日程第21 議案第61号 高千穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第62号 高千穂町印鑑条例の一部改正について
- 日程第23 議案第64号 高千穂町総合公園条例の一部改正について
- 日程第24 議案第65号 高千穂町体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第66号 高千穂町武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第67号 高千穂町自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第68号 高千穂町林業者等健康増進用建物の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第69号 高千穂町折原グラウンド条例の一部改正について
- 日程第29 議案第70号 令和2年度高千穂町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第30 議案第71号 令和2年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第72号 令和2年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第73号 令和2年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第33 議案第74号 令和2年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第75号 令和2年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第76号 令和2年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第77号 令和2年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第78号 高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第5号 令和元年度高千穂町財政健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報告第6号 令和元年度公営企業等に係る資金不足比率の報告について
- 日程第7 議案第47号 令和元年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第48号 令和元年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第49号 令和元年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第10 議案第50号 令和元年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第51号 令和元年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第52号 令和元年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第53号 令和元年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第54号 令和元年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第15 議案第55号 令和元年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第16 議案第56号 高千穂町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第17 議案第57号 高千穂町議会議員及び高千穂町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第58号 公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第59号 高千穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第60号 高千穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第61号 高千穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第62号 高千穂町印鑑条例の一部改正について
- 日程第23 議案第64号 高千穂町総合公園条例の一部改正について
- 日程第24 議案第65号 高千穂町体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第66号 高千穂町武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第67号 高千穂町自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第68号 高千穂町林業者等健康増進用建物の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第69号 高千穂町折原グラウンド条例の一部改正について
- 日程第29 議案第70号 令和2年度高千穂町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第30 議案第71号 令和2年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第72号 令和2年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第32 議案第73号 令和2年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第33 議案第74号 令和2年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
 日程第34 議案第75号 令和2年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 日程第35 議案第76号 令和2年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 日程第36 議案第77号 令和2年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
 日程第37 議案第78号 高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

出席議員（13名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 佐藤さつき議員 | 2番 板倉 哲男議員 |
| 3番 磯貝 助夫議員 | 5番 安在 昭則議員 |
| 6番 本願 和茂議員 | 7番 中島 早苗議員 |
| 8番 馬原 英治議員 | 9番 佐藤 久生議員 |
| 10番 坂本 弘明議員 | 11番 工藤 博志議員 |
| 12番 富高健一郎議員 | 13番 富高 友子議員 |
| 14番 佐藤 定信議員 | |

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- | | |
|----------|----------|
| 局長 甲斐 順生 | 書記 佐藤健次郎 |
|----------|----------|

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 町長 …………… 甲斐 宗之 | 副町長 …………… 藤本 昭人 |
| 教育長 …………… 濱田 琢一 | 総務課長 …………… 石淵 敦司 |
| 財政課長 …………… 佐藤 英次 | 税務課長 …………… 須藤 浩文 |
| 町民生活課長 …………… 興梠 晶彦 | 企画観光課長 …………… 山下 正弘 |
| 福祉保険課長 …………… 有藤 寿満 | |
| 農林振興課長兼農業委員会事務局長 …………… | 甲斐 徹 |
| 農地整備課長 …………… 佐藤 峰史 | 建設課長 …………… 佐藤 雄二 |
| 会計管理者 …………… 興梠 貴俊 | 病院事務長 …………… 戸高 雄司 |
| 保健福祉総合センター事務長 …………… | 林 謙一 |
| 上下水道課長 …………… 江藤 良一 | |

教育委員会次長兼教育総務課長 …………… 河内 晴彦
監査委員 …………… 中尾 清美

午前10時00分開議

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立お願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

ご着席ください。先にお知らせしておきます。本日、議場内が多少暑くなっておりますので、登壇して説明の時は、マスクを外して説明の方をお願いいたします。なお、議長の許可を得ていますので、暑い方は上着をお取りください。

○議長（工藤 博志議員） ただいまから令和2年第3回高千穂町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（工藤 博志議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、議席番号2番、板倉哲男議員、議席番号3番、磯貝助夫議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第2、会期の決定について議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月18日までの16日間をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月18日までの16日間と決定いたしました。

なお、今会期の内訳につきましては、皆様のお手元に配付しています会期予定表のとおり行うこととします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、監査、検査結果の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条の規定に基づく定期監査及び地方自治法第235条の規

定に基づく例月現金出納検査の結果が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告といたします。

続いて、議会運営委員会の閉会中の継続調査の報告を行います。

議会運営委員長から委員会調査報告書が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議員派遣の報告を行います。

会議規則第129条第1項の規定に基づき、皆様のお手元に配付しましたとおり、議長において議員を派遣しましたので報告します。

続いて、請願、陳情の処理報告を行います。

本日までに受理しました陳情3件につきましては、陳情文書表のとおり処理することとしたので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第4、行政報告を求めます。

町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。本日、高千穂町議会第3回定例会には、議員の皆様方には大変お忙しい中に御出席をいただき、心から感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、県の要請に基づくスナック、バー等の休業、飲食店の時間短縮営業や初盆家庭での感染拡大防止対策など町民の皆様方に御協力をいただいておりますが、残念ながら、本町におきまして3月17日以来5か月ぶりに、相次いで2名の方の感染が確認されたところでございます。

この2名の方々の濃厚接触者につきましては、現時点では陽性者はいないとのことでございます。既に、お二人とも退院されたとお聞きしているところであり、体力、気力の回復をお祈り申し上げます。

また、県内でのクラスターによる感染の広がりを受けまして、宮崎県が全県下に発令をしておりました感染拡大緊急警報も8月31日をもって解除され、本町の各施設も9月1日より通常の利用へと、開館や使用制限の解除を行っております。

また、県と市町村、飲食店関係団体では、飲食店の感染予防対策の実施状況について、毎月1日を県内一斉ガイドライン点検の日としたことから、9月1日には、私をはじめ宮崎県西臼杵支庁長、JA高千穂地区組合長、高千穂町商工会長をはじめ関係団体の代表者にも御協力をいただきまして、町内41の飲食店、スナック等を対象にガイドラインの一斉点検を実施したところ

でございます。今後とも、町民の皆様、関係団体の御協力をいただきながら、感染拡大防止に努めてまいります。

また、本格的な台風シーズンとなりましたが、台風9号に関しましては、幸いに直撃を免れ、現時点では小規模な崩壊以外、災害の報告は受けておりませんが、次の台風10号に関しましては大変勢力が強く、進路が九州を直撃する可能性を含む予想となっております。新型コロナウイルス感染症防止対策を備えた避難所の開設と、早めの避難を呼びかけたいと思っております。

なお、今回の定例会は上程議案数が多い上に令和元年度の決算審査があり、議員の皆様方には大変お骨折りをおかけいたしますけれども、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、当面します町政につきまして御報告を申し上げます。

初めに、8月末までの本町の災害の発生状況について御報告をいたします。

まず、農林振興課所管の被害についてであります。農作物や栽培施設に、豪雨による直接の被害はございませんでした。

林道施設につきましては、本年6月27日から30日にかけての梅雨前線豪雨により、上岩戸今藤線で1か所の路肩決壊の災害が発生しましたが、通行は可能でございます。被害額は250万円程度を見込んでおり、本定例会へ150万円の補正予算を計上しております。そのほか、倒木、土砂の流出が見られた路線がありましたが、通常の維持管理で対応可能なものでございます。

復旧工事については、9月末の災害査定を終えた後、早急に発注したいと考えております。

次に、建設課所管の町道の公共土木施設の被害状況につきましては、7月3日から7日にかけての梅雨前線豪雨により、4か所で6,500万円でございます。6月の豪雨で被災いたしました1か所を合わせまして、合計が5か所で計8,500万円となっております。

このため、本定例会におきましては、6,500万円の追加補正予算を計上いたしております。

今回の災害につきましても、9月末に災害査定が実施される予定でありますので、査定が終了次第、早急に復旧工事を発注したいと考えております。

次に、農地整備課所管の農地農業用施設災害であります。本年度は5月15日から16日の豪雨で、農地4か所900万円、農業用施設1か所1,500万円の被害が発生し、また、7月3日から6日の豪雨により、農地2か所400万円、農業用施設4か所1,300万円の災害となっております。本定例会に4,150万4,000円の補正予算を計上しております。

この災害復旧につきましては、災害査定が10月以降の見込みであります。査定終了後、早急に発注をしたいと考えております。

なお、今回の災害につきましては、熊本県や福岡県など多くの県で甚大な災害となったため、

令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による災害が激甚災害に指定されたところでございます。

次に、特別定額給付金の給付状況について御報告をいたします。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、1人当たり10万の給付をいたします特別定額給付金につきましては、令和2年4月27日時点の住民基本台帳登録者4,995世帯1万1,941人の方に対し、明日9月4日に最後の方への振込予定でございまして、給付率100%となります。

次に、同じく国の緊急経済対策として、児童手当の受給対象児童1人当たり1万円を給付いたします子育て世帯への臨時特別給付金について御報告をいたします。令和2年3月31日時点の児童手当受給対象者の一般分585世帯1,105人の方に対し、6月5日までに給付率100%で完了しております。現在、公務員分156世帯313人の方に給付を終えており、引き続き10月31日までの申請期間中、受付と給付を行ってまいります。

次に、高千穂町の単独事業であります児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金について御報告をいたします。学校の臨時休校や事業所の休業などに伴う、就業環境の変化の影響を受けやすい、独り親家庭128世帯201人の方に対し、1人当たり1万円の給付を、8月31日までに給付率100%で完了をしております。

次に、公衆浴場の今後の運営について御報告をいたします。

このことにつきましては、高千穂町公衆浴場等運営検討委員会において、町民アンケートや町民の皆様との意見交換会を含め、昨年4月から5回にわたり検討を進めていただきました。そして、8月11日に検討委員会としての提言書を提出していただいたところでございます。

その内容といたしましては、高千穂の湯については、今年度末をめどに閉館した上で、その後の活用について検討をすること。天岩戸の湯については存続とし、今後の施設の整備、運営について、十分に検討していくこと。高千穂の湯の閉館にあたり、天岩戸の湯までの交通手段の確保など、現在の高千穂の湯の利用者への配慮と、天岩戸の湯の利用者の増加を見込んだ施設の整備、拡充についても検討することという内容でございました。

そして、この提言に至った理由については、現実として運営改善の見込みがない中で、このまま2施設とも多額の赤字状態を維持しながら運営を続けていくことは、町民の皆様への負担であることを考慮しても限界であること。町民の憩いの場として、また、災害時の対応や福祉的な利用等を考慮すれば、2施設ともに休館、閉館とするのは難しいと思われること。施設の規模として、天岩戸の湯のほうが適正であることに加え、地域の村おこし団体と密接に連携していること。町民アンケートの結果にもおおむね沿う結果であることとの記述でございました。

そして、結びとして「今回の提言についても賛否両論あると思われませんが、今後の高千穂町を

見据え発展的に捉えていただき、英断を下していただくことを望みます」とありました。

私といたしましても、町全体で財源の有効活用や支出経費の削減による財政健全化を目指していく中で、このまま多額の赤字を計上しながら2施設を経営し続けることは難しく、この現状を改善するために、ここで何らかの決断をしたいという強い気持ちの中で、高千穂町公衆浴場等運営検討委員会に検討、提言を委ねたわけでございますので、この提言につきましては重く受け止めさせていただきました。

そして、熟慮の末、提言のとおり、天岩戸の湯は、施設の充実強化を図りながら存続とし、高千穂の湯につきましては、今年度内に閉館するという決断をさせていただきました。

温泉開発から運営に関わっていただいた皆様、高千穂の湯を利用いただいている皆様のことを考えますと苦渋の決断ではございますけれども、現状、温泉ではなくなり、公衆浴場として集客力が低下していること、また、この10年間、平均で毎年7,700万円ほどの赤字を計上し続けているという現状のまま先に進むことは、町の財政運営にも大きな影響を与え、将来に負担を残すことにつながるとの考えから、今回、思い切った判断をしたところでございます。

今後、天岩戸の湯の施設、設備の必要な整備や公衆浴場職員の処遇、天岩戸の湯までの交通手段の確保等、高千穂の湯を閉館するに当たって必要な検討事項について、早急に検討を進めてまいりたいと存じます。

高千穂の湯施設について、来年4月以降の利活用の在り方については、今後検討を進めたいと考えておりますが、できれば町民の皆様、また観光客の皆様等がこれまでのように利用可能な公衆浴場という形で維持していただける民間事業者を募るところから始めたいと考えております。まずは、町内の事業者、次に町外や県外というふうに募集範囲を広げ、可能性を探りたいと考えております。

公衆浴場としての運営が継続できない、あるいは手を挙げる事業者がない場合には、福祉、観光、教育、健康増進など複合的な機能を併せ持った施設利用について検討したいと考えております。

また、天岩戸の湯についても、当面はこれまでどおりの直営の形態で運営をし、例えば電気風呂の新設や休憩所の充実など魅力の向上、サービス向上に努め、老朽化しているボイラー施設のメンテナンス性向上や省エネ化を考慮した更新を図りたいと考えております。

しかし、将来的に民間事業者で施設運営に手を挙げるところがあれば、施設の譲渡等についても検討してまいりたいと考えております。

なお、高千穂の湯の閉館の時期は年度末となる令和3年3月末を考えておりますが、期日につきましては、先ほど述べました検討事項の進捗状況を含め、改めてご相談、ご報告をさせていただきたいと考えております。

今後、運営状況等の検証はしっかりと行いながら健全運営に努めてまいりますので、このたびの決断に対しまして何とぞ御理解を賜り、今後とも御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関連して、今後予定しておりましたイベントの開催状況について御報告申し上げます。

まず、9月13日に予定しておりました「NHKのど自慢」につきましても、防災行政無線等でもお知らせをしたところでございますが、残念ながら中止となりました。この、のど自慢は、高千穂町を全国にPRできる貴重な機会でもありますので、また来年度の開催について、NHKに対し要望していきたいと考えております。

また、10月3日、4日に予定しておりました「第38回正調刈干切唄全国大会」につきましても中止といたしました。この大会は参加者が全国から来られることや、会場の出入りが多く防疫体制管理が難しいことから、やむを得ず中止としたところでございます。

同じく10月に開催を予定しておりました「町制施行100周年記念式典」でございますが、状況を鑑み、一旦延期することといたしました。新たな開催時期については、状況を見ながらではありますけれども、年が明けての今年度中ということで考えております。

また、例年11月に開催をしております町民のつどいでございますが、これにつきましても、たくさんの町民の皆様方に参加していただくことに意義があると考えておりますので、現在の状況においては、また、準備期間等を考えますと、今年度の開催は難しいのではないかと判断しているところでございます。

さらには、11月に台湾花蓮市との姉妹都市盟約1周年を記念し、併せて日華親善協会30周年ということで、台湾花蓮市から魏市長をはじめ関係者の皆様を本町にお招きをする予定もございましたが、これも難しい状況であることをお伝えしておきたいと思っております。

今年度、町制施行100周年の節目の年ということで、イベントを含め様々な企画を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からは、いずれの判断もやむを得ないものと考えているところでございますので、何とぞ御理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、お盆の観光客の入り込み状況について御報告をいたします。

今年の夏は、新型コロナウイルスの感染が収まりを見せない中で、7月22日から国のGOTOトラベルキャンペーンも実施され、町内観光業の皆様の中には期待と戸惑いもありながらのお盆期間、そして夏休み期間であったかと思っております。

お盆期間中の観光客入り込み数は8月11日から8月16日までの6日間で2万2,440人であり、昨年比47.1%と、約半分の入り込み客数でございました。

宿泊につきましても、日によってはほぼ満室という施設もあったようですが、全体としては、やはり例年と比べると5割程度であったと聞いているところであります。

観光業や飲食店などの皆様方は、春休み期間やゴールデンウィークを耐えて、この夏に期待をされておられたと思いますので、お盆を含めた夏休み期間中の入り込み客の減少は大きなマイナス営業となり、厳しい状況であったと認識をしております。

そうした中で、8月1日から16日まで、飲食店を対象にした県の休業要請がございました。町内約90店舗の飲食店及び宿泊業のうち、食事会場がある約25施設について、ほとんどの施設で休業あるいは時間短縮営業ということで御協力をいただきました。これは、接待を伴う飲食店、いわゆる町内ではスナックやバーといった店舗については休業要請、居酒屋など、その他の飲食店、宿泊施設の食事会場などについては時間短縮営業要請が行われたものであります。

本町においては、県の要請対象に関わらず、全ての飲食店等に対して、協力金、防疫体制支援金合わせて、休業については20万円、時間短縮営業については10万円をお支払いするものであります。

この協力金についての申請は9月末日を締切りに現在受付をしておりますが、8月31日現在の申請状況は、申請60件、金額にして1,110万円、支給済み38件、金額にして680万円となっております。

また、6月末まで受け付けておりました家賃等補助及び宿泊業補助の実績でございますが、家賃等緊急対策支援補助金につきましては、申請件数233件、支給額6,037万5,000円、宿泊業緊急対策支援補助金は、申請件数40件、支給額399万5,000円となっております。

引き続き申請受付中であります雇用維持緊急対策支援補助金につきましては、8月31日現在、申請件数6件、支給額44万円となっております。

町内商工業の振興に対しては、今後も商品券配付事業や今年度2回目のプレミアム付き商品券事業などを予定しておりますが、商工会や関係団体の御意見も伺いながら状況をしっかりと見極め、適切な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（工藤 博志議員） 以上で、町長の行政報告が終わりました。

日程第5. 報告第4号

日程第6. 報告第5号

日程第7. 議案第47号

日程第8. 議案第48号

日程第9. 議案第49号

日程第10. 議案第50号

日程第11. 議案第51号

日程第12. 議案第52号

日程第13. 議案第53号

日程第14. 議案第54号

日程第15. 議案第55号

日程第16. 議案第56号

日程第17. 議案第57号

日程第18. 議案第58号

日程第19. 議案第59号

日程第20. 議案第60号

日程第21. 議案第61号

日程第22. 議案第62号

日程第23. 議案第64号

日程第24. 議案第65号

日程第25. 議案第66号

日程第26. 議案第67号

日程第27. 議案第68号

日程第28. 議案第69号

日程第29. 議案第70号

日程第30. 議案第71号

日程第31. 議案第72号

日程第32. 議案第73号

日程第33. 議案第74号

日程第34. 議案第75号

日程第35. 議案第76号

日程第36. 議案第77号

日程第37. 議案第78号

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第5、報告第4号から、日程第37、議案第78号までの報告2件、町長提出議案31件、合計33件を一括議題として提案理由の説明を求めます。

最初に町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日提案します議案は報告2件のほか、決算認定9件、条例案件13件、補正予算8件、その他1件の合計33件でございます。

初めに、報告第4号令和元年度高千穂町財政健全化判断比率について御説明申し上げます。

財政健全化法の定めにより、令和元年度決算に基づく4項目の健全化判断比率につきましては、監査委員の審査意見を付して、お手元に配付の資料のとおり報告するものでございます。

続きまして、報告第5号令和元年度公営企業等に係る資金不足比率についてでございますが、報告第4号と同様、公営企業の資金不足比率につきまして、監査委員の審査意見を付して報告するものでございます。

次に、議案第47号から第53号までの7件の令和元年度決算認定議案につきまして、一括して御説明を申し上げます。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

後ほど、一般会計及び特別会計に関しては会計管理者が、企業会計につきましては関係課長が詳細について御説明をいたしますので、私からは決算額と執行の要点等についてのみの説明とさせていただきます。

まず、議案第47号令和元年度高千穂町一般会計決算でございますが、歳入総額88億2,856万8,922円、歳出総額86億1,682万5,106円、収支差引き2億1,174万3,816円が剰余額となりました。剰余額のうち、1億1,000万円を財政調整基金へ、4,000万円を公共施設等整備基金へ積立て、繰越事業充当財源2,871万2,329円を含む残りの6,174万3,816円を次年度へ繰り越すものでございます。

令和元年度の当初予算は第5次高千穂町総合長期計画の達成を念頭に、限られた財源を有効に活用して最大の効果を上げるように事業の見直し、改善に取り組み、重点事業へのめり張りある予算配分を行ったものであります。

また、農林業、商工観光業の振興、保健福祉事業、教育環境整備、まちづくり、公営住宅建設など多岐にわたり取り組んだところでもございます。

このような状況で、本町の令和元年度の決算は黒字決算となりましたが、これもひとえに議員各位をはじめ町民の皆様の町政に対する御支援のたまものであると深く感謝を申し上げる次第でございます。

人口減少、社会保障費の増加、公共インフラの老朽化、産業振興と雇用の場の確保、地域医療の充実など多くの課題がありますが、徹底した行財政改革に努め、事業財源を確保しつつ、高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略、長期人口ビジョンを基に将来を見据えた新たな施策を取り入れ、若者が定住し、子供とお年寄りに優しいまちづくりを進めてまいりたいと存じますので、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第48号令和元年度高千穂町国民健康保険特別会計の決算でございます。

歳入総額18億1,155万9,328円、歳出総額18億63万1,889円、収支差引き1,092万7,439円となり、全額、次年度へ繰り越すものでございます。

現状として国保被保険者数は年々減少しておりますが、高齢化や医療の高度化に伴い保険給付費や1人当たりの医療費は増加する傾向にあり、国保運営を厳しくする要因となっているところであります。

また、平成30年度から実施されました県内広域化に関連して、財政基盤の安定も課題となっているところでございます。

なお、令和2年3月末における国民健康保険への加入状況は、世帯数1,979戸、被保険者数3,343人となっております。

次に、議案第49号令和元年度高千穂町簡易水道事業特別会計の決算でございます。

歳入総額8,293万6,383円、歳出総額6,152万3,045円、収支差引き2,141万3,338円となり、このうち、地方自治法第233条の2の規定により2,026万9,856円を剰余金処分として基金積立てを行い、残り114万3,482円を次年度へ繰り越すものでございます。

本町の簡易水道は、直営13組合を除く13組合において施設の維持管理及び運営を行っていただいておりますが、令和元年度は各簡易水道組合に対し水源地改修工事等の補助を実施したところであります。今後も安全で安定した給水がなされるよう組合と連携し管理運営に努めてまいります。

なお、決算年度の給水人口は4,537人で、年間有収水量は49万7,225立方メートルとなっております。

次に、議案第50号令和元年度高千穂町下水道事業特別会計の決算であります。

歳入総額1億8,256万6,088円、歳出総額1億7,692万2,180円、収支差引き564万3,908円となり、全額、次年度へ繰り越すものでございます。

供用開始から18年以上が経過し、今後は老朽化等に対する維持費用の発生が見込まれますので、安定した事業運営を継続するため、社会資本整備交付金を活用した計画的な維持管理、費用の平準化に努めてまいります。

なお、令和元年度末での計画区域内の普及人口3,958人に対する下水道接続人口は3,681人、接続率93%となっております。

次に、議案第51号令和元年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計の決算でございます。

歳入総額893万7,620円、歳出総額807万4,665円、収支差引き86万2,955円となり、全額、次年度へ繰り越すものでございます。

保健センターにおいて、月に3回、10人の審査委員の皆様にご介護認定の審査をお願いしておりますが、その業務の経費が主なものでございます。

次に、議案第52号令和元年度高千穂町介護保険特別会計の決算でございます。

まず、保険事業勘定の決算ですが、歳入総額15億1,267万5,422円、歳出総額14億2,202万6,906円、収支差引き9,064万8,516円となり、このうち、地方自治法第233条の2の規定により5,000万円を剰余金処分として基金積立てし、残り4,064万8,516円を次年度へ繰り越すものでございます。

サービス事業勘定の決算では、歳入総額1,197万2,412円、歳出総額1,079万9,859円、収支差引き117万2,553円となり、全額を次年度へ繰り越すものでございます。

本町の65歳以上の高齢化率はおよそ42%であり、今後も上昇するものと考えられております。そのため介護給付費の抑制策として、引き続き本町の実情に合った介護予防事業の実施及び住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアシステムの構築を推進することとしております。

次に、議案第53号令和元年度高千穂町後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

歳入総額1億8,310万5,943円、歳出総額1億8,095万6,607円、収支差引き214万9,336円となり全額、次年度へ繰り越すものでございます。

年々、高齢者の医療費が増加する中で、安定的な高齢者医療を確保するために、平成20年度から開始された後期高齢者医療制度でございますが、12年が経過し、制度見直しを行いながら定着しつつあるところでございます。本制度は都道府県単位の広域化した医療制度であり、県広域連合と市町村が連携して事業を行っております。

なお、令和2年3月末の本町の被保険者数は2,744人となっております。

次に、議案第54号令和元年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明いたします。

令和元年度の決算状況につきましては、収益的収支の総事業収益は21億1,723万8,240円で、前年度と比較しますと1億2,749万697円の増額となりました。

また、総事業費用は21億2,807万4,567円で、前年度と比較しますと5,635万188円の増額となり、当年度純損失が1,083万6,327円となりました。

したがって、前年度末繰越利益剰余金7億4,874万6,881円から、当年度純損失1,083万6,327円を差引いた7億3,791万554円が当年度繰越利益剰余金となり、減債積立金、建設改良積立金への積立て、組入資本金への組み入れは行わないこととし、7億3,791万554円を、そのまま翌年度繰越剰余金とする剰余金処分計算書案を御提案してい

るところでございます。

次に、資本的収支でございますが、総収入額は1億1,475万円、総支出額は2億475万4,388円となり、収入額が支出額に不足する額9,000万4,388円は、当年度消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金により補填するものでございます。

次に、議案第55号令和元年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明いたします。

決算の概要を申し上げますと、収益的収支は消費税込みで収入総額が1億4,704万3,298円、支出総額は1億2,490万9,570円となり、収支の差引きは2,213万3,728円となっております。

資本的収支では、同じく消費税込みで収入総額はゼロ円、支出総額は3,839万925円であり、資本的収入が資本的支出に不足する額は、当年度消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填するものであります。

剰余金の処分についてであります。当年度未処分利益剰余金は1億5,229万5,924円となっており、剰余金処分案としまして減債積立金へ98万円、建設改良積立金へ1,875万円、合わせて1,973万円を積立処分し、処分後の残高を1億3,256万5,924円とし、翌年度への繰越利益剰余金とすることを提案するものでございます。

次に、議案第56号高千穂町手数料徴収条例の一部改正について御説明申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和2年5月25日に施行されたことに伴い、個人番号通知カードが廃止をされました。このことにより、高千穂町手数料徴収条例の別表第2条関係の手数料を徴収する事項から、通知カードの再交付に係る事項を削除するものであります。

次に、議案第57号高千穂町議会議員及び高千穂町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について御説明申し上げます。

町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、公職選挙法の一部が改正され、本年6月に公布されたことに伴い、本条例を制定するものであります。主な内容は選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に係る費用について、それぞれ限度額はありますが、公費により負担するというものであります。

次に、議案第58号公の施設に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正は、平成28年度から平成30年度にかけて、活力あるふるさとづくり事業（狩底地区）で整備しました高千穂町狩底地区営農飲雑用水施設と、同じく平成28年度から平成30年度にかけて、県営中山間地域農業農村総合整備事業（上野地区）で整備しました高千穂町

聖川広木野地区営農飲雑用水施設を、新たに公の施設として本条例の別表第1に追加するものがあります。

次に、議案第59号、第60号、第61号につきましては、それぞれの保育事業及び育成事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であり、子ども・子育て支援法の改正に伴い、府令、省令の一部が改正されたものでありますので、併せて御説明をいたします。

議案第59号高千穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、令和元年5月31日付内閣府令第8号及び令和2年4月1日付内閣府令第33号において、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことによるものであります。

議案第60号高千穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、令和2年3月26日付厚生労働省令第40号において、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことによるものであります。

議案第61号高千穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、令和2年3月4日付厚生労働省令第21号において、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことによるものであります。

それぞれ事業運営に伴う設備の基準や衛生管理、運営規定、開所時間や日数などの設備及び運営に関する基準が定められており、改正内容としましては、「支給認定」という文言を「教育・保育給付認定」に改めるなどの条文の改正や追加が主なものであります。3議案ともに公布の日から施行するものであります。

次に、議案第62号高千穂町印鑑条例の一部改正について御説明申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されましたので、本条文の一部を次のように改めるものであります。

第2条第2項2の成年被後見人を意思を有しない者（前号に掲げる者を除く）に改める。これは、成年被後見人から印鑑の登録申請を受けた場合、法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人本人による申請であれば、意思能力を有する者として、印鑑の登録の申請を受け付けて差し支えないとの総務省の見解によるものであります。以降の条文についても、同事務処理要領に基づき文言等を改めるものであります。

次に、議案第64号高千穂町総合公園条例の一部改正から議案第69号高千穂町折原グラウンド条例の一部改正までの町体育施設等の条例改正議案6件について、一括して御説明いたします。

このたびの改正は、本町の体育施設等の使用料が、平成8年以降、見直し、改正が行われておらず、その間、消費税の改正も3回実施されてきたところであり、今回、使用料等の見直しを行

い、施設の適正な管理に近づけていくことを目的とするものであります。

次に、議案第70号から第77号までの補正予算8件について御説明申し上げます。

初めに、議案第70号の一般会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億5,551万2,000円を追加しまして、歳入歳出の予算の総額を112億1,021万4,000円とするものでございます。

今回の補正であります。歳出では、農林水産業費や土木費をはじめ、補助事業の交付内示による事業費等の計上が大半を占めております。このほか、総務費はマイナンバーカード関連、教育費は学校情報通信ネットワーク化、災害復旧費は梅雨前線豪雨による被害の復旧工事費を計上しております。

歳入では、地方交付税額の決定、交付内示に伴う国庫支出金、県支出金、財源調整による財政調整基金繰入金、決算による繰越金を計上しております。

次に、議案第71号から第77号までの各特別会計、企業会計の補正予算につきましても、歳入においては、前年度決算による繰越金の計上、事業の進捗に伴う歳出予算の補正を行っております。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第78号高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について御説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員3名のうち、河内安正氏が令和2年11月30日をもって任期満了となります。後任に佐藤郁夫氏に御就任いただきたいと存じますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は令和2年12月1日から令和5年11月30日までの3年間であり、経歴等につきましては記載のとおりでございます。

以上、提案理由を説明いたしましたけれども、詳細につきましては、人事案件を除き、それぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議いただき御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） 以上で、町長の説明が終わりました。

ここで、11時10分まで休憩します。

午前10時57分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（工藤 博志議員） 休憩前に続き、会議を開きます。

これから関係課長の説明を求めます。

初めに、決算議案の説明を求めます。議案第47号から第53号について、会計管理者、登壇願います。

○会計管理者（興梠 貴俊管理者） よろしくお願ひいたします。

議案第47号から53号までの一般会計及び特別会計決算認定議案7件につきまして御説明申し上げます。

各会計の決算につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、令和2年5月末日に各会計を閉鎖、決算の調整を行い、6月29日に町長に決算書を提出いたしました。

また、監査委員による決算審査は令和2年7月13日から21日までの間で7日間実施されたところでございますが、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定に基づき、お手元に配付してあります監査委員の審査意見書、主要施策の成果に関する調書を添えまして、議会の認定をお願いするものでございます。

なお、総括表につきましては、町長から説明がありましたので省かせていただきます。

最初に、一般会計歳入歳出決算書をお開きください。

議案第47号令和元年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

それでは、105ページ、106ページの歳入決算額の収入済額から御説明申し上げます。

まず、款1の町税でございますが、10億3,696万4,467円の収入済額となり、調定額に対しまして92.7%の収納率となりました。

収入未済額は7,935万505円で、前年度と比較しまして520万8,615円、率にして6.2%の減となったものでありますが、固定資産税が91.1%を占めており、収納率の向上が最大の課題となっております。また、不納欠損額245万6,521円は、法の規定に基づく欠損処理でございます。なお、重要な自主財源であります町税の歳入全体に占める割合は11.7%となっております。

次に、款2地方譲与税1億345万2,008円、款3利子割交付金47万4,000円、款4配当割交付金252万4,000円、款5株式等譲渡所得割交付金135万5,000円、款6地方消費税交付金2億2,679万7,000円、款7自動車取得税交付金869万7,860円、1枚めぐりまして、款8環境性能割交付金232万9,000円、款9地方特例交付金1,677万4,000円につきましては、いずれも国、県からの交付金でございます。

款10地方交付税は37億2,150万4,000円となりました。内訳は、普通交付税が32億4,563万8,000円で前年度比1億803万円の3.4%の増、特別交付税が4億7,586万6,000円で前年度比1,361万3,000円、2.9%の増、合わせまして1億2,164万3,000円、3.4%の増となったものです。なお、歳入全体に占める割合は

42.2%となっています。

次に、款11交通安全対策特別交付金は98万1,000円です。

款12分担金及び負担金は1億1,313万8,382円ですが、農業費分担金、老人福祉費負担金及び保育所児童保護費負担金が主なものです。なお、収入未済額33万5,961円は、光ケーブル接続負担金、保育所児童保護費等でございます。

次に、款13使用料及び手数料は1億6,078万8,375円で、ふれあいバス駐車場、光ケーブル、住宅使用料が主なものであります。なお、収入未済額210万720円は、光ケーブル、住宅使用料、駐車場使用料となっています。

次に、款14国庫支出金8億8,981万6,585円、109ページの款15県支出金10億5,072万5,374円につきましては、それぞれ事業執行に伴います負担金、補助金等で、保育給付費、児童手当、障害福祉費、公共土木施設災害復旧費、国民健康保険及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金等の負担金並びに児童福祉費、公営住宅等関連事業推進事業費、中山間地域直接支払制度事業費等の補助金並びに道路事業費交付金、多面的機能支払交付金等が主なものです。

なお、平成30年度の繰越事業でありました社会資本整備総合交付金、地方創生道整備推進交付金等も収入済みとなっています。

次に、款16財産収入2億2,029万2,350円ですが、町有財産貸付け、光ケーブル回線貸付け及び農林水産物食材供給施設売上げ等の収入となっています。なお、収入未済額59万7,300円は住宅貸付料が主なものです。

続いて、款17寄附金1億2,395万6,200円は、ふるさと応援寄附金が主なものです。前年度比4,289万6,800円、25.7%の減となっています。

次に、款18繰入金2億2,744万1,919円ですが、財政調整基金、公共施設等整備基金、ふるさと応援基金及び介護保険特別会計からの繰入金となっています。

款19繰越金1億8,791万1,055円は、繰越事業費充当財源を含む前年度繰越金です。

款20諸収入1億5,893万6,347円ですが、商工業者貸付金、育英資金、農林水産業貸付金、民生費受託事業収入が主なものとなっています。なお、収入未済額344万5,000円は、育英資金償還金が主なものです。

最後に111ページ、款21の町債5億7,371万円ですが、都市再生整備事業や南平団地建設事業等に伴います地方債、臨時財政対策債等が主なものとなっています。

以上、30年度からの繰越分の収入額3億797万8,235円を含めた歳入総額は88億2,856万8,922円の決算額となり、調定額に対する収入済額の割合は99%でございます。

続きまして、113ページの歳出決算額ですが、支出済額で説明いたします。

まず、款1議会費は1億619万5,717円となっています。

次に、款2総務費11億6,018万7,011円ですが、ふるさと納税記念品、観光地管理事業、光ケーブル保守委託事業、ふれあいバス運行費、ふるさと応援基金積立金等が主なものとなっています。また、広報費で777万7,000円を次年度に繰り越しました。

次に、款3民生費は22億7,928万5,640円となりましたが、高齢者福祉事業、障害者支援事業、児童福祉支援事業等が主なもので、歳出全体の26.5%と最大のウエートを占めています。

次に、款4衛生費6億6,175万8,320円ですが、病院事業会計及び簡易水道特別会計繰出金、各種予防健診事業、合併処理浄化槽、西臼杵広域行政事務組合負担金等が主なものです。

次に、款6農林水産業費は13億7,998万8,505円となりましたが、主なものは道の駅レストラン、がまだせ市場及び地籍調査事業等の委託料、中山間地域直接支払制度事業交付金、畜産競争力強化整備事業補助金、農地防災事業、有害獣駆除報奨金及び道整備推進交付金事業並びに繰越事業の畜産競争力強化整備事業等となっています。また、林道専用道整備事業等で1,418万1,000円を次年度へ繰り越しました。

続いて、114ページの款7商工費3億2,719万1,857円の決算額ですが、商工会補助金、各種イベント補助、中小企業者特別融資貸付金、商品券発行事業、観光施設運営費等が主なものでございます。

次に、款8の土木費は9億6,998万963円となりましたが、道路維持新設改良費、都市再生整備計画事業、木造住宅リフォーム補助金、公営住宅関連事業、下水道事業会計への繰出金並びに繰越事業の道路新設改良事業及び都市再生整備計画事業等が主なものとなっています。なお、都市再生整備計画事業等で2億1,387万4,029円を次年度へ繰り越しました。

次に、款9の消防費は3億3,172万1,977円となりましたが、消防団員の活動費、宮崎県町村総合事務組合負担金、防火水槽建設費、消防車両購入費、西臼杵広域行政事務組合負担金等となっています。なお、災害対策費で535万1,500円を次年度に繰り越しました。

次に、款10の教育費5億2万5,255円ですが、小中学校管理費、社会教育費、体育施設管理委託料等が主なものとなっています。

次に、117ページの款11災害復旧費1億3,513万9,210円ですが、農林水産業施設災害復旧費と公共土木施設災害復旧費です。なお、農地農業用施設災害復旧事業等で242万2,000円を次年度へ繰り越しました。

最後に、款12の公債費は7億6,535万651円となり、前年度比1,537万2,497円、2%の増となっております。

以上、歳出総額は86億1,682万5,106円の決算額となりましたが、前年度と比較しま

して2億1,488万442円、2.4%の減となっております。また、予算に対する執行率は96.5%であります。

なお、次年度への予算繰越額は総額で2億4,360万5,529円となっております。

以上で、一般会計の決算説明を終わります。

続きまして、特別会計の決算について御説明いたします。

議案第48号令和元年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

407ページの歳入決算額から説明いたします。

まず、款1国民健康保険税は3億678万9,838円の収入済額ですが、前年度と比較しますと85万798円、0.3%の増となっております。収納率は90%、収入未済額が3,101万6,337円で、収入の確保が課題となっております。なお、不納欠損額298万9,723円は、法の規定に基づきます欠損処理でございます。

次に、款4の使用料及び手数料14万9,820円は保険税の督促手数料です。

款5の国庫支出金140万7,000円は制度関係業務準備事業補助金です。

款6の県支出金13億1,480万6,837円は、いずれも医療費等の支給に伴う補助金、交付金となっております。

次に、款10繰入金1億7,263万6,000円は、一般会計からの繰入金と準備積立基金からの繰入金となっております。

款11繰越金125万3,421円は前年度繰越金となっております。

款12の諸収入1,451万6,412円ですが、延滞金、第三者納付金、一般被保険者返納金が主なものとなっております。

以上で、歳入総額18億1,155万9,328円の決算額となり、調定額に対しての収入済額の割合は98.2%でございます。

続きまして、411ページからの歳出決算額について説明いたします。

まず、款1の総務費3,812万5,949円ですが、職員の人件費及び事務費が主なものです。

次に、款2の保険給付費は12億5,234万7,879円で、前年度と比較しますと5,382万9,804円、4.1%の減となっております。

款3の国民健康保険事業納付金4億3,158万3,118円は、国民健康保険事業費納付金、後期高齢者支援金等分、介護納付金分として県に対し納付するものとなっております。

款5の保険事業費6,125万8,643円は、特定健康診査等事業費及び保健センターの運営費等となっております。

款8の諸支出金1,731万6,300円は、国保税の還付金、療養給付費等負担金精算に伴う

償還金、病院事業会計への繰出金等となっています。

以上、歳出総額18億63万1,889円の決算額となり、執行率は96.1%となっています。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、議案第49号令和元年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

457ページの歳入決算額から説明いたします。

まず、款1使用料及び手数料5,912万4,587円の収入済額ですが、町内26の簡易水道組合の使用料収入となっています。

次に、款4の財産収入3,016円は積立基金からの利子収入、款5の繰入金1,892万5,000円は一般会計からの繰入金、款6の繰越金444万3,884円は前年度繰越金、款7の諸収入20万5,176円は社会保険料個人負担金、款9の分担金及び負担金23万4,720円は新設に伴う給水負担金です。

以上、30年度からの繰越金361万8,000円を含む8,293万6,383円の決算額となり、調定額に対する収入済額の割合は99.6%でございます。

続きまして、459ページの歳出決算額でございます。

款1の衛生費6,152万3,045円ですが、簡易水道会計の事務費及び簡易水道組合の維持管理費となっています。

歳出総額も同額の決算額となり、執行率は73.6%となっています。

以上で、簡易水道事業特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、議案第50号令和元年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

483ページの歳入決算額から説明いたします。

まず、款1の分担金及び負担金177万4,210円の収入済額ですが、全額、受益者負担金となっています。収納率は99.6%、過年度分を含んだ収入未済額が7,410円です。

次に、款2の国庫支出金100万円は公共下水道事業補助金、款5の繰入金の9,722万4,000円は一般会計からの繰入金、款6の繰越金595万3,438円は前年度からの繰越金、款7の諸収入1万5,000円は工事に付随する雑入、款9使用料及び手数料7,659万9,440円は下水道使用料が主なもので、収納率は95.6%、収入未済額が353万3,137円となっており、収入の確保が急務となっています。

以上、歳入総額1億8,256万6,088円の決算額となり、調定額に対する収入済額の割合は98.1%でございます。

続きまして、485ページの歳出決算額につきまして説明いたします。

最初に、款1の総務費3,133万6,066円は人件費等の事務費が主なものです。

次に、款2の土木費474万6,164円は管渠布設工事費でございます。

次に、款3の公債費9,702万7,002円は、施設整備に伴う下水道事業債の償還金で、前年度と同額です。今後も、この償還金の財政負担が本会計の大きなウエートを占めてくるものと思われま

す。最後に、款5の施設費4,381万2,948円は、浄化センター及び下水道施設の維持管理費が主なものです。

以上、歳出総額1億7,692万2,180円の決算額となり、執行率は97.1%でした。

これで、下水道事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第51号令和元年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

511ページの歳入決算額から説明いたします。

本会計は、効率的かつ公平な介護認定審査業務を行うため、西臼杵3町で制定した共同設置規約に基づく特別会計です。

まず、款1の分担金及び負担金745万2,000円ですが、西臼杵3町でそれぞれ均等に負担されたものです。

次に、款4の諸収入24万6,275円は臨時職員の雇用保険等個人負担金、款5の繰越金123万9,345円は前年度繰越金です。

以上、歳入総額893万7,620円の決算額となり、収納率は100%となっています。

続きまして、513ページの歳出決算額について説明いたします。

全額、款1の介護認定審査会費807万4,665円ですが、月に3回行う認定審査会の経費で、歳出総額も同額の決算額となっており、執行率は90.1%でございます。

以上で、西臼杵地域介護認定審査会特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、議案第52号令和元年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

なお、本会計は保険事業勘定と介護サービス事業勘定の2つに分けて経理されています。

最初に、531ページの介護保険事業勘定の歳入決算額から説明いたします。

まず、款1の保険料2億4,100万2,436円は特別徴収と普通徴収の介護保険料で、収入未済額788万2,882円、収納率は96.8%となっています。

次に、款2の分担金及び負担金351万3,100円は高齢者の生きがいと健康づくり推進事業負担金、款3の使用料及び手数料3万6,850円は介護保険料の督促手数料です。

次に、款4の国庫支出金3億9,251万6,315円、款5の支払基金交付金3億

5,226万7,192円、款6の県支出金2億820万2,785円は、それぞれ介護給付予防事業に伴う補助金、交付金となっています。

款7の財産収入1万5,000円は介護給付費準備基金の預金利子です。

款9の繰入金2億3,919万6,270円は、一般会計繰入金、介護サービス事業勘定繰入金、533ページに移り、款10の繰越金7,546万8,132円は前年度繰越金、款12諸収入45万7,342円は雇用保険等個人負担金及び雑入となっています。

以上、歳入総額15億1,267万5,422円の決算額となり、99.5%の収納率となりました。

続きまして、535ページからの歳出決算額について説明いたします。

まず、款1の総務費3,161万3,069円は、人件費、認定審査会経費、介護保険会計運営費等となっています。

次に、款2の保険給付費12億3,995万9,533円は、居宅入所サービス、介護予防サービス事業等の経費等となっています。

款4の地域支援事業費1億2,517万8,089円は、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業、介護予防生活支援サービス事業等の経費となっています。

款6の基金積立金1万5,000円は、介護給付費準備基金の利息積立となっています。

537ページに移りまして、款9の諸支出金2,526万1,215円ですが、過年度分の精算に伴う国への返戻金並びに介護サービス事業勘定への繰出金となっています。

以上、歳出総額14億2,202万6,906円の決算額となり、執行率は94%となりました。

続きまして、介護サービス事業勘定です。583ページの歳入決算額から説明いたします。

まず、款1のサービス収入568万6,345円の収入済額ですが、介護サービス計画に伴います収入となっています。

次に、款8繰入金533万1,200円は保険事業勘定からの繰入金、款9の繰越金95万4,867円は前年度繰越金。

以上、歳入総額1,197万2,412円の決算額となり、収納率は100%となっています。

続きまして、585ページの歳出決算額について説明いたします。

まず、款1の総務費609万9,490円は人件費等の事務費です。

次に、款2のサービス事業費172万8,502円は居宅支援サービス計画作成等の費用です。

次に、款3の諸支出金297万1,867円は介護保険事業勘定への繰出金です。

以上、歳出総額1,079万9,859円の決算額となり、執行率は89.1%となりました。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わります。

最後に、議案第53号令和元年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

でございます。

605ページからの歳入決算額について説明いたします。

まず、款1の後期高齢者医療保険料1億2,002万8,686円は、特別徴収と普通徴収の保険料で、収納率は99.4%となっています。

次に、款2の使用料及び手数料1万5,950円は保険料の督促手数料、款4の繰入金5,741万5,102円は事務費及び保険基盤安定のための一般会計からの繰入金、款5の繰越金158万228円は前年度繰越金です。

款6の諸収入406万5,977円は、保険料還付金及び宮崎県広域連合からの受託事業収入金等となっています。

以上、歳入総額1億8,310万5,943円の決算額となり、調定額に対する収入済額の割合は99.6%でございます。

続きまして、607ページの歳出決算額について説明いたします。

まず、款1の総務費428万4,369円ですが、電算システム健診委託料が主なものとなっています。

次に、款2の後期高齢者医療広域連合納付金1億7,665万7,738円は宮崎県広域連合に対する負担金です。

続いて、款3の諸支出金1万4,500円ですが、保険料の還付金です。

以上、歳出総額1億8,095万6,607円の決算額となり、執行率は98.9%となりました。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わります。

ここまで、令和元年度の一般会計及び6件の特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明申し上げましたが、財政健全化判断比率は4指標とも早期健全化基準を下回り、本町の財政が健全な水準になっており、適正な運営がなされているものと判断いたしております。

また、地方自治法施行令第166条の規定に基づき、それぞれの会計ごとに歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書も併せて御提案いたしておりますので、御審議の上、それぞれ認定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第54号について、病院事務長、登壇願います。

○病院事務長（戸高 雄司事務長） それでは、病院事業会計の議案第54号について御説明申し上げます。

決算書の624ページからお願いいたします。

本議案は、令和元年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

初めに、事業報告説明を行います。

635ページをお開きください。

総括事項といたしまして、令和元年度の診療体制は、外科医1名、内科医4名、整形外科医2名、小児科医1名、耳鼻咽喉科医1名、計9名の常勤医師と、非常勤医師による皮膚科と眼科が週に3日、循環器科と泌尿器科が週2日、神経内科が月に1日、腎臓内科、人工透析が月に2日の診療を行いました。

次に、病院の利用状況についてであります。入院患者につきましては、年間延べ患者数3万7,287人、昨年度の3万3,972人と比較いたしまして3,315人、9.8%の増となっております。次に、外来患者につきましては、年間延べ患者数9万8,119人となり、昨年の9万9,372人と比較しまして1,253人、1.3%の減となっております。

次に、経営状況についてであります。前年度決算では8,197万6,836円の純損失を計上いたしました。令和元年度は総収益21億1,723万8,240円に対し、総費用21億2,807万4,567円で、差引き1,083万6,327円の純損失を計上する結果となりました。

医業収益19億6,442万4,629円から医業費用19億9,812万7,656円を差し引いた医業損失3,370万3,027円につきましては、昨年度の医業損失が1億2,006万4,177円でありましたので、比較しますと8,636万1,150円、71.9%の減となっております。

入院収入につきましては10億3,081万9,081円となり、前年度の9億1,569万6,503円と比較しまして1億1,512万2,578円、12.6%の増となっております。

また、外来収益につきましては8億2,055万2,394円となり、前年度の8億350万3,743円に比べまして1,704万8,651円、2.1%の増となりました。

次に、医療機器等の整備についてであります。638ページの機器整備一覧のとおりとなっております。主要機器備品といたしましては、循環器科で使用します心電図解析装置530万円、眼科で使用しますハンフリー自動視野計527万7,778円など計16件、消費税抜き総額2,309万4,028円の整備を行いました。

次に、636ページの救急病院としての診療体制についてであります。救急の診療体制は、平日は当院の常勤医師に、週末・祝日等を熊本大学及び熊本県内の民間病院等の非常勤医師にお願いし当直体制を整え、24時間体制で患者の受入れを行いました。昨年の救急患者受入れの実績といたしましては、救急患者受入れ520件、うち時間外が328件、当院からの転院搬送が106件となっております。

次に、保健予防についてであります。乳幼児486名、就学時健診87名、生活習慣病予防

健診及び特定健診1,008名、インフルエンザ予防接種2,223名などに取り組み、保健予防に努めてきたところであります。

次に、637ページの職員に関する事項であります。常勤医師9名、看護師70名を含む職員数108名、そのほかに非常勤嘱託職員54名、医療事務及び給食、清掃などの委託職員43名、総数205名により病院事業の運営を行ってきたところであります。

それでは、令和元年度の決算状況について御説明いたします。決算書の625、626ページをお開きください。この決算報告につきましては、借受け、仮払い、消費税込みの決算となっております。

まず、収益的収入及び支出であります。収入決算額は21億2,302万767円となり、内訳は医業収益が19億6,950万5,960円で収入全体の約93%を占め、医業外収益は1億5,351万4,803円となっております。

また、支出では、支出決算額が21億8,558万9,187円となり、内訳は医業費用が20億5,552万2,881円で支出全体の約94%を占め、医業外費用が1億3,006万6,306円となっております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入決算額は1億1,475万円で、その内訳といたしましては、一般会計から病院事業の建設改良による経費に対する基準繰入れのうち、負担金といたしまして繰り入れた1億1,200万円と、調整交付金分で医療機器購入に関わる国庫補助金を一般会計から繰入金として受け入れた275万円であります。

次に、支出決算額は2億841万8,590円となり、内訳といたしましては、建設改良費4,887万9,648円、企業債償還金1億5,113万8,942円、医師・薬剤師修学資金の840万円となっております。

なお、資本的収入額から資本的支出額を差し引きました9,366万8,590円の不足額につきましては、627ページの補填財源明細書にありますとおり、当年度消費税資本的収支調整額マイナス22万4,379円と損益勘定留保資金9,389万2,969円で補填したところであります。

次に、628ページの損益計算書について御説明いたします。この損益計算書は、625ページ、626ページの収益的収支の決算額から消費税抜きで計上したものであります。令和元年度の1年間の経営状況を表したものでございます。

まず、1の医業収益であります。①の入院収益、②の外来収益、③のその他の医業収益を合わせました総額は19億6,442万4,629円であります。それに対しまして2の医業費用は、①の給与費から⑥の研究研修費までを合わせまして19億9,812万7,656円となり、医業収益から医業費用を差し引きました医業損失は

3,370万3,027円となりました。

次に、3の医業外収益であります、(1)の受取利息配当金から(8)のその他医業外収益までを合わせました総額は1億5,281万3,611円となりました。4の医業外費用は、(1)の支払利息及び企業債取扱諸費から(7)の施設整備費までを合わせまして1億2,994万6,911円となりましたので、医業外収益から医業外費用を差し引きました医業外利益は2,286万6,700円で、医業損失から医業外利益を差し引きました経常損失は1,083万6,327円となり、経常損失額と特別損失額を合わせた1,083万6,327円が当年度の純損失額となりました。

したがって、前年度繰越利益剰余金7億4,874万6,881円から当年度純損失額1,083万6,327円を差し引きました額が、当年度繰越利益剰余金7億3,791万554円となるものです。

次に、629ページの剰余金計算書についてであります。

昨年度、議会の議決による積立額処分後残高は、資本金7億958万6,447円、資本剰余金合計額は2億8,329万955円、利益剰余金合計額は9億3,987万2,384円で、資本合計額は19億3,274万9,783円となっております。

本年度は、当年度純損失額1,083万6,327円を繰越利益剰余金から差し引いた7億3,791万554円が当年度未処分利益剰余金となりまして、資本金、資本剰余金合計、利益剰余金合計額を合わせた当年度末の資本合計額は19億2,191万3,456円となるものであります。

次に、630ページの剰余金処分計算書案についてであります。

先ほど御説明しましたとおり、当年度未処分利益剰余金は7億3,791万554円で当年度純損失となり、かつ減債積立金、建設改良積立金の取崩しをしていないことから減債積立金等の議会の議決による処分を行わないこととし、7億3,791万554円を、そのまま翌年度繰越剰余金とするものであります。

次に、631、632ページの貸借対照表について御説明いたします。

まず、資産の部において、(1)の有形固定資産の内訳は、イの土地からへのリース資産までを合わせた有形固定資産合計額は31億4,043万5,849円となりました。(2)の無形固定資産といたしましては、電話加入権37万7,751円を計上しております。また、(3)の投資その他の資産につきましては、医学部、薬学部の学生に貸与している修学資金の貸与金累計額が1,829万1,000円となっております。有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産を合わせ固定資産合計額は32億138万973円となり、現金預金及び未収金、貸倒引当金、貯蔵品の流動資産の合計は8億3,411万598円となり、資産の合計は40億3,549万

1,571円となるものです。

次に、632ページの負債、資本の部であります。建設改良費の財源に充てるための企業債とリース債務を合わせました固定負債合計が13億1,974万4,993円、流動負債(1)の企業債から(6)の法定福利費引当金まで合わせました流動負債合計が3億3,317万7,919円、長期前受金から長期前受金収益化累計額を差し引いた繰延収益合計額は4億6,065万5,203円となり、固定負債合計額、流動負債合計額及び繰延収益合計額を合わせた負債合計額は21億1,357万8,115円となりました。

資本金は、自己資本金が7億958万6,444円となります。

剰余金は、資本剰余金のうち、その他資本剰余金が2億8,329万955円となります。

利益剰余金合計額は9億2,903万6,057円となっております。内訳は、減債積立金が7,401万8,900円、建設改良積立金が1億1,710万6,603円、当年度未処分利益剰余金が7億3,791万554円であります。

また、資本剰余金合計2億8,329万955円と利益剰余金合計9億2,903万6,057円を合わせました剰余金合計は12億1,232万7,012円であり、資本金と剰余金合計を合わせた資本合計は19億2,191万3,456円となりまして、629ページの剰余金計算書の資本合計の当年度末残高と同額となるものでございます。

また、負債と資本の合計額が40億3,549万1,571円となりまして、631ページの資産合計額と同額となるものであります。

以上、令和元年度高千穂町国民健康保険病院事業決算について御説明いたしました。

なお、決算附属書類といたしまして、642ページ以降に添付しておりますので、併せて御審議いただきますようお願い申し上げます。御説明を終わらせていただきます。

○議長(工藤 博志議員) ここで、午後1時10分まで休憩します。

午後0時02分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長(工藤 博志議員) 休憩前に続き会議を開きます。

続いて、議案第55号について、上下水道課長、登壇願います。

○上下水道課長(江藤 良一課長) 上下水道課所管の公営企業会計決算議案について御説明いたします。

議案集の654ページからになります。

議案第55号令和元年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、地方公益企業法第32条第2項の規定に基づき、令和元年度高千穂町水道事業会計決算に伴う剰

余金処分計算書案のとおり処分し、併せて同法30条第4項の規定に基づき、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

まず、665ページの令和元年度高千穂町水道事業報告から御説明いたします。

令和元年度の上水道事業は、住民生活の安全で安心な水の供給に努めるよう事業を推進してまいりました。今後も厳しい事業環境の中、事業運営の維持強化に努めるよう高千穂町新水道ビジョンに沿った執行と事業の見直しを随時行ってまいります。

次に、水源・水質であります。水源は第1水源の玉垂の滝を主水源としており、令和元年度は自然災害等による被害がなかったため、断水を行うことなく、安定した水の供給を行うことができました。また、例年、水量が不足する時期には第2水源からの補水を行っておりますが、令和元年度は水量不足が発生しませんでしたので、補水は行わずに済みました。

水質につきましても、昨年度は自然災害等の影響をほとんど受けませんでしたので、第1水源、第2水源ともに安定した水質を保っており、検査項目、全ての水質基準において良好を維持しました。

次に、配水・給水状況であります。令和元年度の年間配水量は109万5,116立方メートルで、前年度と比較しまして11万8,809立方メートルの減、1日平均配水量は2,992立方メートルで、334立方メートルの減となりました。

年間有収水量は86万5,819立方メートルで、前年度と比較すると1万4,021立方メートルの減、有収率は79.06%で、前年度と比較すると6.58%の増となっております。

次に、建設改良事業であります。令和元年度の主な事業は坂ノ下地区の配水管布設替え工事を行ったほか、上水道施設の運転状況を遠隔で監視できるシステムの構築を行うなど、より安全で安定した供給施設づくりに取り組みました。今後も国が推進する基幹施設耐震化や老朽化対策についても検討し、計画的に強靱な施設づくりに努めてまいります。

次に、経営状況であります。収益的収支は事業総収益1億3,600万3,251円、事業総費用1億1,627万1,558円で、差引き経常利益が1,973万1,693円となり、特別損失の計上はありませんでしたので、当年度純利益は経常利益と同額の1,973万1,693円となり、当年度純利益を前年度と比較しますと100万1,560円の減となっております。

資本的収支は、収入額ゼロ円に対して支出額3,839万925円であり、収入額が支出額に不足する額3,839万925円は、当年度消費税資本的収支調整額231万7,980円と損益勘定留保資金3,607万2,945円で補填しております。

続きまして、決算の内容について御説明いたします。

655、656ページをお開きください。

決算報告書は消費税込みで、658ページの損益計算書、659ページの剰余金計算書、

660ページの剰余金処分計算書案、661ページから662ページの貸借対照表につきましては消費税抜きで表示しております。

まず、655から656ページの決算報告書であります。収益的収入及び支出では、収入の第1款水道事業収益の決算額は1億4,704万3,298円であります。その内訳は、第1項の営業収益が1億4,233万4,600円、第2項の営業外収益が470万8,698円となっております。支出は、第1款水道事業費用の決算額が1億2,490万9,570円あります。その内訳は、第1項の営業費用が1億1,484万6,351円、第2項の営業外費用が1,006万3,219円となっております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の決算額は0円あります。一方、資本的支出の決算額が3,839万925円で、その内訳は、第1項の建設改良費が2,554万5,620円と第3項の企業債償還金が1,284万5,305円あります。建設改良費の2,554万5,620円のうち、1,540万円につきましては、本年6月議会で地方公営企業法第26条の規定に基づき報告しました上水道地図情報システム構築業務委託に係る令和2年度への繰越額となっております。資本的収支による不足額3,839万925円につきましては、欄外一番下に記載しておりますとおり、2つの補填財源により固定しております。その補填財源の内訳が次のページになりますので、御参照願います。

次に、658ページの損益計算書ですが、1の営業収益総額1億3,105万4,685円に対し、2の営業費用総額1億1,287万3,939円を差し引いた営業利益は1,818万746円となりました。

次に、3の営業外収益総額494万8,566円に対し、4の営業外費用339万7,619円を差し引いた営業外利益は155万947円となり、営業利益と営業外利益を合わせた経常利益は1,973万1,693円となるものであります。また、当年度は5の特別損失の計上はありませんでしたので、当年度純利益は1,973万1,693円となるものであります。当年度純利益1,973万1,693円と前年度繰越利益剰余金1億3,256万4,231円を合わせまして、当年度未処分利益剰余金を1億5,229万5,924円とするものであります。

次に、659ページの剰余金計算書であります。662ページの貸借対照表の資本の部に示す6の資本金や、7の剰余金の当年度中に発生した処分数額や変動額による増減を示す計算書であります。

まず、資本金であります。本年度中の処分や変動は発生していないため、資本金の当年度末残高は4億2,575万5,973円とするものであります。

次に、剰余金の利益剰余金のうち、減債積立金及び建設改良積立金であります。昨年の決算議会で可決承認をいただきました剰余金の処分数額2,050万円を減債積立金に100万円、建

設改良積立金に1,950万円積み立てし、減債積立金が3,493万5,460円、建設改良積立金は1億9,449万1,320円が令和元年度末残高となっております。

次に、未処分利益剰余金ですが、前年度末残高1億5,306万4,231円から、昨年の決算議会で可決承認していただきました剰余金の処分量2,050万円を差し引いた処分後の残高1億3,256万4,231円が平成30年度繰越未処分利益剰余金となっております。これに当年度純利益1,973万1,693円を合わせた当年度末残高1億5,229万5,924円を当年度未処分利益剰余金とするものであります。

利益剰余金合計の当年度末残高は減債積立金、建設改良積立金及び未処分利益剰余金の当年度末残高を合わせて3億8,172万2,776円とするものであります。

したがいまして、資本金、利益剰余金合計の当年度末残高を合わせた資本合計の当年度末残高は8億747万8,749円となるものであります。

次に、660ページの令和元年度高千穂町水道事業会計剰余金処分計算書案であります。資本金、資本剰余金のついで処分案はございません。当年度未処分利益剰余金1億5,229万5,924円について、本決算の議決を受けた後の処分案として、減債積立金へ98万円、建設改良積立金へ1,875万円、合わせて1,973万円を積立処分し、残り1億3,256万5,924円を繰越利益剰余金とすることを御提案するものでございます。

次に、661ページから662ページの貸借対照表であります。まず、資産の部1の固定資産の内訳は、(1)の有形固定資産のうち、イの土地からトの建設仮勘定までを合わせた有形固定資産合計は7億6,895万1,574円を計上しております。(2)の無形固定資産は、イの施設利用権と、ロの電話加入権を合わせた無形固定資産合計48万3,300円を計上し、有形固定資産合計と無形固定資産合計を合わせた固定資産合計は7億6,943万4,874円となっております。

2の流動資産は、(1)の現金預金から(3)の貯蔵品までを合わせた流動資産合計が3億1,363万3,350円となり、1の固定資産合計と2の流動資産合計を合わせた資産合計は10億8,306万8,228円となるものであります。

次に、資産に対する負債、資本の部であります。まず、負債の部は、3の固定負債には企業債と引当金を計上しており、その固定負債合計は1億5,420万4,654円を計上しております。4の流動負債合計額は、(1)の企業債から(4)の引当金までを合計した4,176万122円、5の繰延収益合計は7,962万4,703円となり、以上の固定負債合計、流動負債合計、繰延収益合計を合わせた負債合計は2億7,558万9,479円とするものであります。

次に、資本の部、6の資本金は、(1)の自己資本金のうち、イの固有資本金からハの組入資本金の自己資本金合計4億2,575万5,970円を資本金合計とするものです。7の剰余金は、

(1)の利益剰余金のうち、イの減債積立金からハの当年度未処分利益剰余金を合わせた剰余金合計は3億8,172万2,776円となり、6の資本金合計と7の剰余金合計を合わせた資本合計は8億747万8,749円で、負債合計と資本合計を合わせ、負債資本合計額を10億8,306万8,228円とするものであります。

以上が、令和元年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の内容でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(工藤 博志議員) 次に、監査委員から決算審査結果の報告を求めます。登壇願います。

○監査委員(中尾 清美監査委員) それでは、これまでに説明のありました一般会計、特別会計、企業会計の決算につきまして、議案第47号令和元年度高千穂町一般会計歳入歳出決算から議案第55号水道事業会計決算までの審査の経緯と結果につきまして御報告いたします。

審査に当たりましては、法の定めにより町長から審査に付されました各会計の決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書等、企業会計につきましては、決算書、損益計算書、貸借対照表など決算状況について、佐藤定信議員と審査を実施したところでございます。

審査の期間は、企業会計を含め、全会計を7月13日から21日までのうち7日間、実施したところであります。

審査に当たりましては、決算書並びに各課、施設長より提出されました附属資料等を照合しながら審査しましたところ、各会計とも計数等に誤りはなく、よく整理され、決算は正確であることを確認したところであります。

なお、決算結果につきましては、先ほど町長、会計管理者、病院事務長、上下水道課長より詳細な報告がありましたので省略させていただき、監査委員として留意事項について申し上げます。

財政の運営状況であります。一般会計決算において、形式収支で2億1,174万3,000円の黒字、実質収支でも1億8,303万4,000円の黒字決算となっておりますが、実質単年度収支につきましては、平成26年度から6年連続赤字となっております。

今後の状況としては、基金の積み立ては行っておりますが、本年5月末の財政調整基金の残高は1億2,142万9,000円減っていることや、新型コロナウイルスの与える影響等で町税の減も予想され、自主財源や基金も減少し、財政運営に及ぼす影響はさらに厳しくなることが予想されますので、注意深く見守る必要があると考えます。

また、歳入で、地方交付税は増に転じていますが、自主財源の乏しい本町におきましては、自主財源比率が前年度より若干の増となったものの、依然として依存財源が約7割を占めており、財源確保に努力されておりますが、歳出面において多くの課題があり、財政需要も拡大していく中で、財政構造の硬直化を示す経常収支比率も平成26年度から6年連続90%を超え、硬直化が一段と進行して厳しくなっておりますので、自主財源の確保はもとより、長期的視野に立った計

画性のある財政運営を望むものであります。

次に、病院事業につきましては、前年度より増収となっておりますが、赤字決算は続いており、慢性的な医師不足などで、経営の厳しい状況は今後も続くものと思われまます。特に外科医師の不足は救急医療の体制の充実に大きな影響を与えるため、解消に向けての対策が喫緊の課題であります。今後、医師不足の解消はもとより、施設の充実を図られ、西臼杵郡の中核病院として、日之影、五ヶ瀬町との公立病院統合再編分析を早急に進められ、救急医療体制、住民への質の高い医療の提供に努められますよう要望するものであります。

次に、水道事業会計につきましては、現在、黒字決算となっておりますが、今後、給水人口の減少、既存施設の老朽化対策などにより厳しい経営状況になると予想されますので、経費の節減に努めながら、これからも安全で安心な水の供給に努められますよう要望いたします。

次に、未収金及び不用額であります。収入未済額につきましては、関係各課も日々努力をされ、成果を上げていることは認めるところであります。町民の方々への町税及び負担金等に対する公平、公正の原則と自主財源の確保のために引き続き努力をお願いいたします。

また、全額、次年度に繰り越すこととなりますが、不用額が一般会計、特別会計を合わせると、昨年とあまり差が生じていませんので、決算見込み、補正等により適正な処理に努められますよう要望します。

予算の執行につきましては、厳しい財政状況の中で諸事業が積極的に推進され、議会の適切な判断によりまして一定の成果を上げていますが、今後さらに人口の減少や高齢化が進む中、行財政需要がますます増大していくものと思われまます。最小限の経費で最大の事業効果を達成するためにも、効率的な行財政改革に取組、町民の皆様の御理解と御協力を得ながら健全財政の運営を期待するものであります。

次に、令和元年度の財政健全化法であります。先ほど町長より説明のありましたとおり、財政健全化判断比率は基準内であり、公営企業に係る資金不足は生じていないことを確認しました。

以上、簡単に説明しましたが、審査の結果、意見等につきましては、お手元の889ページからの意見書を御覧いただきますようお願いいたします。

最後に、決算審査に当たりまして、各課長をはじめ担当の皆様には各種資料の提出等に御協力いただきましたことに対し、お礼を申し上げ、審査の報告といたします。

○議長（工藤 博志議員） 次に、決算議案以外の説明を求めまます。

初めに、議案第56号、第62号について、町民生活課長、登壇願います。

○町民生活課長（興梠 晶彦課長） それでは、町民生活課所管の条例改正案件2件について御説明いたします。

まず初めに、議案第56号高千穂町手数料徴収条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案集は680ページになります。

情報通信技術の活用による、行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和2年5月25日に施行されたことに伴い、個人番号通知カード、いわゆるマイナンバー通知カードが廃止されました。このことにより、通知カードに記載されている事項の変更や紛失した場合の再発行はできなくなっております。現在、個人番号は、個人番号通知書によって、本人宛に簡易書留で届けられることになっておりますが、こちらについても再発行はできなくなっております。

以上のことから、高千穂町手数料徴収条例の別表（第2関係）の手数料を徴収する事項から通知カードの再発行に係る事項を削除するものであります。

続きまして、議案第62号高千穂町印鑑条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案集は722ページになります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部を改正する通知が出されたことにより、条例の一部を改めるものであります。

まず、第2条第2項2の「成年被後見人」を「意思を有しない者（前号に掲げる者を除く）」に改めるものです。

これは、成年被後見人から印鑑の登録申請を受けた場合、法定代理人が同行しており、かつ、当該成年被後見人本人による申請であれば意思能力を有する者として印鑑の登録の申請を受け付けて差し支えないとの見解が総務省より示されたことによるものであります。

そのほか、事務処理要領の一部改正の内容に合わせて、条例中の文言を改めるものであります。

以上、条例改正案件2件について、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第57号について、総務課長、登壇願います。

○総務課長（石淵 敦司課長） それでは、総務課所管の議案第57号高千穂町議会議員及び高千穂町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案集は682ページになります。

町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、公職選挙法の一部が改正をされ、今年6月に公布をされたことに伴い、本条例を制定するものであります。

第1条で条例の趣旨を、第2条で用語の定義を定めております。

第3条から第7条で、選挙運動用自動車に係る公費負担契約の届出、また、公費負担の限度額を定めております。

第8条から第11条で、選挙運動用ビラに係る公費負担契約の届出、また、公費負担の限度額

を定め、第12条から第15条で、選挙運動用ポスターに係る公費負担契約の届出、また、公費負担の限度額を定めております。

なお、今回の公職選挙法改正で町村議会議員につきましても供託金制度が導入をされましたが、得票数により供託物が町に帰属することとならない場合に限り、公費負担とする旨を第3条ただし書及びこれを準用する第8条、第12条に規定をしております。

第16条は、高千穂町選挙管理委員会への委任を規定しているところであります。

この条例は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行するというものであります。

以上、御審議賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第58号について、農地整備課長、登壇願います。

○農地整備課長（佐藤 峰史課長） 農地整備課所管の議案1件について御説明いたします。

議案集688ページを御覧ください。

議案第58号公の施設に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、活力あるふるさとづくり事業（尾狩地区）で営農飲雑用水の供給を図り、環境衛生の充実とともに福祉を増進する施設整備を目的に、平成28年度から平成30年度にかけ尾狩地区営農飲雑用水施設を整備し、今回完成に至ったもの及び県営中山間地域総合整備事業（上野地区）の中で良好な生活環境を確保し定住促進を図るため、生活環境基盤である営農飲雑用水施設整備を目的に、平成28年度から平成30年度にかけて聖川広木野地区営農飲雑用水施設を整備し、今回完成の運びとなったところです。

尾狩地区営農飲雑用水施設は団体営で施行し、聖川広木野地区営農飲雑用水施設は県営で施行され、聖川広木野地区営農飲雑用水施設については、宮崎県から高千穂町に令和2年6月に財産譲与され、同6月に高千穂町へ土地の所有権移転登記が完了したところです。

今回新たに、この2つの営農飲雑用水施設を公の施設として、議案集693ページにありますとおり、本条例の別表第1に追加登載するものであります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第59号、第60号、第61号、第71号、第76号について、福祉保険課長、登壇願います。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） 福祉保険課所管の条例改正議案3件、補正予算議案2件につきまして御説明いたします。

初めに、条例改正3件につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、それぞれの内閣府令、厚生労働省令の一部が併せて改正され、その内容は用語の定義の改正などでありました。

それでは、議案集700ページを御覧ください。

議案第59号高千穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め

る条例の一部改正について御説明いたします。

この改正は、令和元年5月31日付内閣府令第8号及び令和2年4月1日付内閣府令第33号において、国の特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことによるものであります。

この条例では、認定こども園、保育園などにおける用語の定義、利用定員に関する基準、運営に関する基準などについて規定されております。

改正内容としましては、目次のうち、「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業」に、第2条のうち、「定義」を「意義」に、第2条第9号のうち、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、同じく第10号のうち、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、同じく第11号のうち、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同じく第19号に、「教育保育法第7条第10項第5号に規定する教育・保育をいう。」を追加するなどの条文の追加や改正が主なものであります。

この改正は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案集712ページを御覧ください。

議案第60号高千穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、令和2年3月26日付厚生労働省令第40号において、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことによるものであります。

この条例に関する施設は高千穂町内にはありませんが、家庭的の雰囲気な下で少人数を対象に、きめ細やかな保育を実施する家庭的保育事業、6人から19人までの小規模な施設で保育を実施し、A型、B型、C型からなる小規模保育事業、児童の居宅において、1対1を対象にきめ細やかな保育を実施する居宅訪問型保育事業、企業が、従業員の仕事と子育ての両立支援策として実施する事業所内保育事業の最低基準の目的、家庭的保育事業者の一般的原则、虐待等の禁止、衛生管理、職員数、保育時間などの設備及び運営に関する基準が定められております。

改正内容としましては、第2条に定義の追加、第4条第1項のうち、「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業等を行う者」に改め、同じく第3項に「町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聞き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。」を追加するなどの条文の追加や改正が主なものであります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案集718ページを御覧ください。

議案第61号高千穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部改正について御説明いたします。

今回の改正は、令和2年3月4日付厚生労働省令第21号において、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことによるものであります。

この条例は、放課後児童クラブの運営に伴い、最低基準の目的、放課後児童健全育成事業の一般的原則、職員の一般的要件、設備の基準、衛生管理、運営規定、開所時間及び日数などの設備及び運営に関する基準が定められております。

改正内容としましては、第2条に定義の追加、第4条第1項のうち、「放課後児童健全育成事業者」を「放課後児童健全育成事業を行う者。」に改め、同じく第3項に「町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聞き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。」を追加、第10条第4項のうち、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格」を、「教育職員免許法第4条に規定する免許状」に改めるなどの条文の追加や改正が主なものであります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案集782ページを御覧ください。

議案第71号令和2年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万6,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ19億2,964万円とするものであります。

783ページ、歳入であります。国民健康保険税249万4,000円の減及び国庫支出金249万4,000円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い所得が減少した方に対する国民健康保険税の減免特例の適用による減額と、減免した同額を国が補助するための増額であります。

県支出金58万6,000円の増は、保険給付費等特別交付金によるものであり、歳出の第三者行為求償事務手数料及び調整交付金の制度改正に伴うプログラム修正委託料、特定健診会場使用料の費用分であります。

784ページ、歳出であります。総務費45万6,000円の増は、一般管理費のうち、交通事故等による第三者行為求償事務手数料28万円及び調整交付金の制度改正に伴うプログラム修正委託料17万6,000円による増であります。

国民健康保険料事業費納付金につきましては金額の補正はありませんが、歳入で説明しました新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免特例適用による歳入の補正に合わせ、財源の組替えを行っております。

保健事業費13万円の増は、特定健康審査等事業費のうち、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、特定健診会場を全地区とも、より広い自然休養村管理センターで行うため、会場使用料の増を行っております。

786ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、議案集866ページを御覧ください。

議案第76号令和2年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万8,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1億9,512万円とするものであります。

867ページ、歳入であります。繰入金19万8,000円の増は、後期高齢者医療制度見直しに伴うシステム改修費分の高齢者医療制度円滑化運営事業費国庫補助金を一般会計経由で繰り入れるものであります。繰越金65万円の増は、令和元年度繰越金の確定によるものであります。

868ページ、歳出であります。総務費19万8,000円の増は、一般管理費のうち、後期高齢者医療制度の見直しに伴う医療システム改修の費用によるものであります。後期高齢者医療広域連合納付金65万円の増は、歳入における繰越金を納付金へ充てるためのものであります。

870ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、福祉保険課所管議案5件につきまして、御審議のほど、よろしく御願いたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第64号から第69号までの6件について、教育次長、登壇願います。

○教育委員会次長（河内 晴彦次長） それでは、議案第64号から69号までの町体育施設等の条例改正議案について御説明いたします。

このたびの改正は、本町の体育施設等の使用料が、平成8年以降、消費税の改正も実施されてきた中、見直し改正が行われていないことから、施設の適正な管理に近づけていくために使用料の改正等を行うものであります。

初めに、このたびの使用料見直しに係る基本的な考え方について御説明いたします。

町体育施設等の使用料については、平成8年以降、改定がされておらず、その間、消費税率は3%から10%まで上昇し、指定管理者制度導入後、町からの指定管理委託料は10年前と比較すると約170万円の増となっており、一番安いときとでは約260万円ほどの差があります。収入額を見ると、県畜産共進会、のど自慢、南九州高校総体など大きなイベントが開催されたときは武道館や管理センターなどの使用料が増加しておりますが、それ以外の施設については比較的同じ水準、もしくは緩やかな右肩下がり推移しているところです。

その一方で光熱水費額は、平成24年度以降、1,000万円を超え、それ以降も高い水準で推移しており、使用料を上げることにより、少しでも経費の負担を抑えることが必要となってきております。

現状では、総収入に対する使用料の割合、受益者負担割合が2割を下回っている状況で、体育施設等は受益対象が一部の利用者であることから、利用をする人としらない人との均衡を考慮し、負担の公平化を確保するために、受益者負担割合を2割以上で推移していく必要があると考えます。そのために、以下の3つの方針に従い使用料の見直しを行うものです。

1つ目として、現在の使用料が平成8年4月時点での使用料のため、当時の消費税率3%と現在の税率10%との7ポイントの差を各施設の使用料に端数調整を行い上乗せする。ただし、その他の使用については、イベント等での長時間占有や電力の長時間使用となるため、過度な増額にならないよう調整し、さらに上乗せを行う。

2つ目に、特に武道館、中央体育館では、17時以前と以降とで利用料に差異を設け、利用頻度の低い昼間の利用の促進を図る。

3つ目としまして、明確な使用料規定がなかった施設内の設備等についても規定を設ける。また、総合公園などの駐車場において催される展示会等についても、駐車場のみの占有の場合、占有料を徴収する。

以上の方針に基づき、使用料の見直しを行いましたので、それぞれの議案ごとに説明いたします。

初めに、議案第64号高千穂町総合公園条例の一部改正について御説明いたします。

議案集の726ページからになります。

使用料以外の改正では、条文の表現の変更及び別表第1の総合公園の施設に、7番目としてサブグラウンドを加えております。

使用料については別表第2の4の改正になりますが、中身について概要を説明いたします。施設の使用料は、入場料を徴収する場合と徴収しない場合に分けておりますが、これは改正前も同じです。

入場料を徴収しない場合の使用料のほうで説明いたします。総合競技場と野球場は、全面利用の場合、1時間当たり400円だった使用料を一般420円、児童生徒の利用は80円減の320円に、テニスコートは1コート当たり1時間200円だった使用料を一般220円、児童生徒の利用は40円減の160円に改定しました。町外の使用者は5割増の金額になります。夜間照明については、総合競技場全面で照明灯を全て利用のとき、1時間当たり3,000円だった使用料を3,200円に、テニスコートは1面につき500円を530円に、野球場は3,800円を4,000円に改定しました。

その他の区分については、別表を参照してください。

競技場等で入場料を徴収しない場合の使用料に限れば、今回の上げ幅は100円から1000円で、平均で約10%の増になります。

なお、条例改正に合わせて施行規則の一部改正を行いますが、申請書等の様式等の変更が主なものです。

次に、議案第65号高千穂町体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案集の730ページからになります。

この条例は、中央体育館、上野体育館、岩戸体育館の利用等を規定した条例であります。このたびの改定では、中央体育館の利用で、17時までと17時以降の区分を設けました。中央体育館では、アマチュアスポーツ等、全館で17時からの利用の場合、1時間当たり750円から800円の変更になります。17時までの場合は770円になります。上野体育館は、競技場全面利用の場合、350円から370円に、岩戸体育館は、競技場全面利用の場合、300円から320円になります。改定の上げ幅は、競技場に限れば100円から1000円で、平均で約7%の値上げとなります。

入場料を徴収する場合は2倍の額、即売会や展示会など営業目的の場合は5割増しの使用料を徴収することとしております。

その他の区分につきましては、別表を参照してください。

なお、施行規則も条例規則に合わせて申請書様式等の変更を行います。

次に、議案第66号高千穂町武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案集の734ページになります。

この条例の改正でも、条文の文言の変更のほか、利用時間で17時までと17時以降の区分を設けました。使用料は、アマチュアスポーツ等、武道館全館で17時からの利用の場合、1時間当たり1,850円から2,200円に変更になります。17時までの場合は2,150円になります。その他弓道場や会議室など施設区分ごとに使用料改定を行います。競技場等に限れば、上げ幅は300円から350円で、平均で約10%程度の値上げとなります。冷暖房の使用につきましては、1時間当たり8,400円から9,000円になります。ステージ照明使用料は3,300円から3,500円になります。

武道館でも、入場料を徴収する場合は2倍の額とします。児童生徒が利用する場合は、これまでも使用料の2分の1でしたが、17時以降であっても、17時までの使用料の2分の1の額とします。

また、駐車場のみの利用の場合、駐車場総面積に占める割合に応じて、占用料を徴収することとしております。

その他の区分については、別表を参照していただきたいと思います。

なお、この条例も、施行規則を改正に合わせて申請書様式等の変更を行います。

次に、議案第67号高千穂町自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案集の738ページからになります。

この条例の改正でも、条文の表現の変更のほか、使用料については、第1・第2研修室、17時からの利用の場合、1時間当たり3,200円から3,500円に変更になります。その他研修室や小会議室など、施設区分ごとに使用料改定を行い、値上げ幅は20円から300円で、平均で約9%程度の値上げとなります。

また、管理センターにおいても、武道館と同じように駐車場のみの利用の場合、駐車場総面積に占める割合に応じて占用料を徴収することとしております。

その他の区分については、別表を参照してください。

なお、施行規則についても、条例改正に合わせて申請書様式等の変更を行います。

次に、議案第68号高千穂町林業者等健康増進用建物の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案集の742ページからになります。

この施設は、通常、押方体育館と呼んでいる施設になります。この条例の改正でも、条文の表現の変更のほか、使用料につきましては、アマチュアスポーツ等利用の場合、1時間当たり250円から270円に、その他の使用では500円から550円に変更になります。

入場料を徴収する場合は使用料の2倍の額、営業目的の即売会や展示会等は5割加算とします。値上げ幅は、入場料を徴収しない区分で20円から30円で、平均で9%の値上げとなります。

次に、議案第69号高千穂町折原グラウンド条例の一部改正について御説明いたします。

議案集の744ページになります。

この条例の改正でも、条文の表現の変更のほか、使用料の改正につきましては、入場料を徴収しないグラウンド全面利用の場合、1時間当たり500円を一般550円、児童生徒の利用のときは520円に変更になります。一般利用の値上げ幅は50円で、10%の値上げとなります。

また、駐車場のみ利用の場合、駐車場総面積に占める割合に応じて占用料を徴収することとしております。

その他の区分については、別表を参照していただきたいと思います。

また、施行規則も条例改正に合わせて申請書様式等の変更を行います。

最後に、議案第64号から69号の条例につきましては、いずれも令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で、教育委員会所管の条例改正議案の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（工藤 博志議員） ここで、2時20分まで休憩します。

午後2時12分休憩

.....
午後2時20分再開

○議長（工藤 博志議員） 休憩前に続き、会議を開きます。

続いて、議案第70号について、財政課長、登壇願います。

○財政課長（佐藤 英次課長） それでは、財政課所管の議案第70号令和2年度高千穂町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

議案集の748ページをお開きください。

今回の補正予算は町長の説明にもありましたように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,551万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を112億1,021万4,000円とするものであります。また、第2条で地方債の補正を行うものであります。

まず、歳出から、主なものについて御説明いたします。751ページをお開きください。

総務費は3,744万9,000円の増額です。鉄道公園基本構想現地測量業務委託料910万円、マイナンバーカードに係るシステムの改修委託料ほか1,479万1,000円が主なものです。

民生費は1,700万6,000円の増額です。ときわ園のナースコール増設に係る指定管理料の増額426万8,000円、保育園等の新型コロナウイルスによる感染防止支援事業が、国、県合わせて549万1,000円が主なものです。

衛生費は128万3,000円の増額です。保健センターの会計年度任用職員の報酬が主なものです。

農林水産業費は4,643万5,000円の増額です。クラスター事業補助金2,769万7,000円、未整備森林緊急整備委託業務1,700万円が主なものです。

次に、商工費は1,978万5,000円の増額です。新型コロナウイルス感染症の影響で中止としたイベント関係費用が1,452万5,000円の減、誘客多角化等の魅力的な滞在コンテンツ造成事業の貸付金が3,193万円となっております。

土木費は4,884万7,000円の増額です。都市再生整備計画事業が3,630万4,000円の増、社会資本整備交付金事業が2,431万円の減、木造住宅リフォーム促進事業

300万円の追加などが主なものであります。

消防費は657万3,000円の増額です。防災マップ作成委託料506万円が主なものです。

教育費は7,013万円の増額です。小中学校の情報通信ネットワーク環境整備工事6,060万9,000円が主なものです。

最後に、災害復旧費は1億800万4,000円の増額です。農地農業用施設11件、林道1件、町道4件の災害復旧工事費です。

続いて、歳入について御説明いたします。前に戻り、750ページをお開きください。

地方譲与税は1,632万4,000円の増額です。森林環境譲与税です。

地方特例交付金は205万1,000円の増額です。減収補填特例交付金の交付決定によるものであります。

地方交付税は7,941万5,000円の増額です。普通交付税の交付決定による増額分であります。

次に、分担金及び負担金は417万5,000円の増額です。農地農業用施設の災害復旧工事に伴う個人及び土地改良区からの分担金が主なものです。

国庫支出金は1億1,181万1,000円の増額です。公共土木施設災害復旧事業国庫負担金4,335万5,000円、小中学校の情報通信ネットワーク環境整備事業に係る国庫補助金2,997万1,000円が主なものです。

県支出金は5,649万8,000円の増額です。畜産クラスター事業補助金が2,769万7,000円、農地農業施設災害復旧費補助金2,412万5,000円が主なものです。

財産収入は170万円の増額です。基金の運用による利息収入です。

繰入金は2,892万円の増額です。介護保険特別会計からの繰入金117万8,000円及び財源調整による基金からの繰入れです。

繰越金2,803万1,000円は、令和元年度からの繰越金の確定によるものです。

諸収入は3,688万8,000円の増額です。商工費で説明しました誘客多角化等の魅力的な滞在コンテンツ造成事業費の貸付金3,193万円の計上が主なものです。

最後に、町債は1,030万1,000円の減額です。臨時財政対策債の減額であります。

以上で、議案第70号令和2年度一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

議案集の754ページ以降に歳入歳出補正予算事項別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第72号、第73号について、上下水道課長、登壇願います。

○上下水道課長（江藤 良一課長） 上下水道課所管の補正予算2件について御説明いたします。

初めに、議案第72号令和2年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

議案集の796ページからになります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,394万7,000円とするものであります。

次ページの歳入歳出予算補正を御覧ください。

まず、歳入につきましては、繰入金の他会計繰入金、一般会計繰入金を25万8,000円増額し、補正後の繰入金を3,058万9,000円とするものであります。

次に、繰越金の114万2,000円の増額につきましては、令和元年度簡易水道事業特別会計決算による剰余金2,141万3,338円のうち、基金として積み立てた2,026万9,856円の残額114万3,000円を令和2年度簡易水道事業特別会計歳出予算の財源に充てるために、歳入として繰り入れるものであります。

805ページを御覧ください。

一方、歳出につきましては、衛生費のうち維持管理費の節10需用費の水道施設修繕料として100万円の増額、節11水道メーター検針員の傷害保険料として13万9,000円の増額、節14予算組替えに伴う工事請負費を138万9,000円の減額、節17簡易水道施設地図情報システム用端末等の更新費用として備品購入費を25万円の増額、節26支払消費税及び地方消費税として公課費を140万円の増額補正をするものであります。

次に、議案第73号令和2年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります、議案集の810ページからになります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,545万8,000円とするものであります。

次に、債務負担行為の補正であります。当初予算の土木費、下水道事業費の委託料で、公営企業会計移行業務委託料として1,633万5,000円を計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、単年度での執行が困難と判断しましたので、令和3年度まで債務負担行為を起し、執行するものであります。

次ページ、811ページを御覧ください。

歳入につきましては、款6の繰越金564万2,000円の増額補正は、令和元年度下水道事業特別会計決算に伴う黒字額564万3,908円を令和2年度下水道事業特別会計歳出予算の財源に充てるために繰り入れるものであります。そのため、款5の繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金は、同額の564万2,000円を減額するものであります。

款8の町債、下水道債につきましては、公営企業会計移行業務委託の財源として起債を予定し

ておりましたが、単年度での執行が困難と判断しましたので、令和3年度に執行予定としました1,100万円の起債借入れを減額補正するものであります。

812ページ、歳出の総務費、総務管理費、一般管理費委託料1,100万円の減額及び813ページの第2表、債務負担行為補正につきましても同じ理由であります。

以上、上下水道課所管の補正予算2件の議案につきまして、御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第74号、第75号について、保健センター事務長、登壇願います。

○保健福祉総合センター事務長（林 謙一事務長） 保健福祉総合センター所管の議案2件につきまして御説明いたします。

初めに、議案第74号令和2年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

議案集の824ページからになります。

今回の補正は、令和元年度決算に伴う余剰金を繰越金に86万1,000円追加したために、西臼杵3町からの分担金及び負担金を同額減額し、歳入のみを調整したものであり、予算全体の増減はありません。

次に、議案第75号令和2年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

議案集の836ページからになります。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,201万円を追加し、補正後の予算総額を14億7,363万3,000円とするものであります。また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ172万3,000円を追加し、補正後の予算総額を1,474万3,000円とするものであります。

補正の主なものを御説明いたします。

まず、事業勘定ですが、839ページをお開きください。歳入で、国庫支出金が3,000円、支払基金交付金が4万2,000円、県支出金が38万6,000円、それぞれ追加ですが、地域支援事業費の追加に伴います負担割合に応じた計上と、前年度精算に伴う追加交付が主なものであります。

次に、財産収入が1万5,000円の追加で、介護給付費準備基金利子の計上であります。

次に、繰入金で88万8,000円の追加で、一般会計からの繰入金の減額と、決算に伴うサービス勘定からの繰入金で主なものがあります。

次に、繰越金が4,064万9,000円の追加で、前年度決算によるものであります。

次に、諸収入が2万7,000円の追加で、成年後見制度町長申立て手続費用個人負担金の計上であります。

次に、840ページの歳出ですが、総務費が28万7,000円の減額で、介護認定審査会負担金の減額によるものであります。

次に、地域支援事業費が3万7,000円の追加で、成年後見制度町長申立て費用を追加するものであります。

次に、予備費が2,210万8,000円の追加で、決算に伴う余剰金を国への償還金と調整し、給付費等の予算不足に備えて予備費に計上したものであります。

次に、諸支出金が2,015万2,000円の追加で、給付費の確定、精算に伴う国への償還金の追加と、一般会計並びに介護サービス勘定会計への繰出金調整額の計上であります。

842ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

次に、852ページからの介護サービス事業勘定ですが、歳入として繰越金が117万3,000円の追加で、決算に伴う剰余金を繰越金として計上したものであります。

次に、諸収入が55万円の追加で、保健センター内の地域包括支援センターに勤務する職員への新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金の計上であります。

次に、854ページの歳出ですが、総務費が55万円の追加で、歳入で計上をしております職員への新型コロナウイルス感染症対応従事者報奨金11名分を追加するものであります。

次に、諸支出金が117万3,000円の追加で、繰越金とした金額を事業勘定へ繰り出すものであります。

856ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にして御審議いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第77号について、病院事務長、登壇願います。

○病院事務長（戸高 雄司事務長） それでは、議案第77号令和2年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。

議案集の880ページをお開きください。

今回の補正は、第2条で、予算第3条に定めた収益的収支のうち、収入の第2項医業外収益の額を1,980万1,000円増額し、補正後の額を1億9,821万円とし、病院事業収益の総額を22億4,672万6,000円とするものです。

また、支出の第1項医業費用の額を509万2,000円増額し、補正後の額を22億4,597万1,000円とし、病院事業費用の総額を24億3,185万円とするものです。

次に、第3条で、予算第4条に定めた資本的収支のうち、支出の第1項建設改良費の額を154万円増額し、補正後の額を7,718万3,000円とし、資本的支出の総額を2億4,080万7,000円とするものです。

詳細につきましては、議案集882ページからの予算実施計画補正で御説明いたします。

まず、収益的収入につきまして、医業外収益の国県補助金といたしまして、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金のうち、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業費といたしまして20万円、帰国者・接触者外来等設備整備事業費といたしまして56万9,000円、新型コロナウイルス感染症対策事業費、入院病床の確保費といたしまして1,903万2,000円、合計の1,980万1,000円を計上しております。

収益的支出につきましては、医業費用の材料費76万9,000円を計上し、内訳は診療材料費35万9,000円、医療用消耗備品費41万円となっております。

また、経費の432万3,000円を計上いたしまして、内訳は、エレベーター修繕料84万7,000円、整形外科手術器ハンドピース49万9,000円、未収金回収業務手数料297万7,000円となっております。

次に、議案集883ページ、資本的収入及び支出のうち、資本的支出につきまして、建設改良費の有形固定資産購入費といたしまして154万円を計上しております。購入機器につきましては、耳鼻咽喉科オージオメーターを購入予定をしております。

議案集884ページ以降に予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を添付しておりますので、併せて御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） なお、報告第4号、第5号及び人事案件議案第78号につきましては町長の説明のとおりでありますので、関係課長の説明は省略します。

以上で、町長提案の日程第5、報告第4号から日程第37、議案第78号までの報告2件、議案31件、合計33件について説明が終わりました。

ただいま説明が終わりました報告及び議案78号を除く議案に対する質疑につきましては、議案熟読の休会を経て、次の会議で行うこととします。

ここで、議案第78号熟読のため、2時50分まで休憩します。

午後2時48分休憩

.....

午後2時50分再開

○議長（工藤 博志議員） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第38、議案第78号高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。よって、議案第78号については討論を省略して採決することに決定しました。

これから、議案第78号を採決します。本案の採決は無記名投票で行います。

議場出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（工藤 博志議員） ただいまの議長を除く出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、議席番号6番、本願和茂議員、議席番号7番、中島早苗議員、議席番号8番、馬原英治議員の3名を指名します。

念のため申し上げます。本案について賛成の方は投票用紙に「賛成」、反対の方は「反対」と記入をお願いします。

なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により「否」とみなすことになっておりますので、御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（工藤 博志議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（工藤 博志議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番、佐藤さつき議員から議席番号順に順次投票願います。

〔議員投票〕

.....

1番	佐藤さつき議員	2番	板倉 哲男議員
3番	磯貝 助夫議員	5番	安在 昭則議員
6番	本願 和茂議員	7番	中島 早苗議員

8 番	馬原 英治議員	9 番	佐藤 久生議員
10 番	坂本 弘明議員	12 番	富高健一郎議員
13 番	富高 友子議員	14 番	佐藤 定信議員

.....

○議長（工藤 博志議員） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。本願和茂議員、中島早苗議員、馬原英治議員、開票の立合いをお願いします。

〔開票〕

○議長（工藤 博志議員） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数 12 票、これは先ほどの議長を除く出席議員に符合しています。賛成 12 票。

以上のとおり、賛成全員であります。したがって、議案第 78 号高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、同意することに決定しました。

議場出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（工藤 博志議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会します。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立お願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後 2 時 59 分散会

.....